

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション）及びこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管に係る取得価額 ・ 特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する。 		
関係条文	地方税法附則第15条第32項		
減収見込額	[初年度] - (▲39)	[平年度] - (▲117)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額] -		
要望理由	<p>(1) 政策目的 自立のかつ制御可能な分散型エネルギーであるコージェネレーションシステムの普及拡大を通じて、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、もって電源セキュリティの向上を図る（エネルギーの安定供給）。また、発電の際に発生する廃熱をオンサイトで有効利用すること（エネルギーの高度利用）により、大幅な省エネルギー及び環境負荷の低減を実現し、地球温暖化問題に対応する（環境への適合）。</p> <p>(2) 施策の必要性 エネルギー供給構造が脆弱な我が国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。 平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「熱と電気を組み合わせることで発生させるコージェネレーションは、（中略）エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つで（中略）導入の拡大を図っていくことが必要である」とされている。 また、国土強靱化政策大綱（平成25年12月国土強靱化推進本部決定）においても、「大規模被災時にあっても必要なエネルギー供給量を確保できるよう（中略）コージェネレーション（中略）等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」とされている。 さらに、「総務省地域の元気創造本部」が地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するために推進している「地域の元気創造プラン」の取組の一つである「分散型エネルギーインフラプロジェクト」においても、コージェネレーションに対する期待は大きい。 このように、コージェネレーションは、熱と電気の一体利用や排熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省CO2を実現し、また、発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さらに地域活性化による成長戦略にも貢献できる、多様な便益を有する設備であることから、本税制措置を始め、様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制
	政策の達成目標	エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）において、一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けとして「地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど（中略）産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進」する必要があるとされ、また、二次エネルギー構造としても熱利用として「コージェネレーションの導入拡大を図っていくことが必要」とされている。 なお、革新的エネルギー・環境戦略（平成24年9月）では、「コージェネを最大限普及させ、2020年に1,400万kW・600億kWh、2030年に2,200万kW・1,500億kWhの導入」を図り、エネルギーの有効利用を促進するとされた。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期間：平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間
	同上の期間中の達成目標	本措置適用コージェネレーションの導入見込（発電出力、フロー） 平成27年度 11万kW 平成28年度 11万kW
	政策目標の達成状況	ガスコージェネレーション導入量の推移（発電出力、ストック） 平成21年度 440万kW 平成24年度 467万kW 平成22年度 440万kW 平成25年度 474万kW 平成23年度 441万kW
有効性	要望の措置の適用見込み	平成27年度 286件 平成28年度 443件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO ₂ に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○生産性向上設備投資促進税制（国税） 生産性を向上させる設備の取得者に対し、取得費用について即時償却又は税額控除を認めるもの。コージェネレーションも対象となる。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○分散型電源導入促進事業費補助金（うちガスコージェネレーション推進事業）（平成26年度予算：56.6億円） 天然ガスコージェネレーションの設置者に対し、初期投資費用の一部を補助するもの。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、イニシャルコストの低減を図ることが必要であり、補助金により支援をするもの。 本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備保有後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につながるものである。
	要望の措置の妥当性	コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、需要家は電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較（投資回収年数）を行うことになる。設備導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のランニングコスト軽減につながり、投資決断を促進する効果が期待できる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(平成25年度創設) 平成26年度(推計) 129件(減収額 39百万円)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(記載なし)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備保有後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションの導入促進につながるものである。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>コージェネレーションの導入見込(発電出力、フロー) 平成25年度 9万kW 平成26年度 11万kW</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成25年度は概ね達成した。 当年度も本支援制度等を活用することで、順調に導入が推移すると想定。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年度創設</p>
<p>ページ</p>	<p>8—3</p>